

説 明 日	令和 年 月 日
利 用 者 名	

飛騨市介護予防・日常生活支援サービス事業

第 1 号通所事業 通所型サービス A

(基準緩和通所サービス及び生きがい通所サービス)

契約書(兼重要事項説明書)

当事業所は飛騨市の第 1 号通所事業の指定を受けています。

当事業所はご契約者に対して通所型サービス A (基準緩和通所サービス及び生きがい通所サービス)を提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

1. 事業者(法人)の概要

①事業者(法人)の名称	社会福祉法人 飛驒古川
②主たる事務所の所在地	岐阜県飛驒市古川町杉崎 598-1
③代表者(職名・氏名)	理事長 垣内 厚生
④設立年月日	平成 13 年 6 月 22 日
⑤電話番号	0577-73-0088

2. ご利用事業所の概要

①ご利用事業所の名称	デイサービスセンターあさぎり
②サービスの種類	通所型サービス A
③事業所の所在地	岐阜県飛驒市古川町杉崎 597 番地 1
④電話番号	0577-73-0090
⑤指定年月日	平成 28 年 4 月 1 日
⑥事業所番号	2 1 A 3 3 0 0 0 2 0
⑦利用定員	定員 15 人 (入浴は 10 人)
⑧事業の実施地域	飛驒市古川町・宮川町・河合町(神岡町を除く)

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	生活機能低下が認められる閉じこもりがちな高齢者(要支援認定者又は事業対象者)に対し、地域の人と交流の機会をもつことで認知機能の活性化や社会性の広がりを図ります。また、本事業の参加をきっかけとして外出の機会を増やすなど、要介護状態になることを予防し、自立した活動的な生活を送ることが出来るよう支援します。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令、飛驒市告示及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の予防・要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

通所型サービスAは、事業者が設置する事業所(デイサービスセンター)に通っていただき、自宅での入浴は出来なくはないが、一人での入浴に不安があり、見守りが必要又は適当な人の入浴サービス(一般浴)、または集団的な機能訓練を行う基準緩和通所サービスと外出や交流の機会が少なく、閉じこもりがちな状況を改善したい人のサロンの活動、レクリエーション、体操、集団的な機能訓練、課外活動等を行う、生きがい通所サービスです。

5. 営業日時

①営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及びお盆(8月13日から8月15日)を除きます。
②営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
③サービス提供時間	午前9時30分～11時30分(午前の部) ※入浴サービスは午前のみ 午後13時30分～15時30分(午後の部)

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務時間
介護職員	8:30～17:30 9:00～12:00、13:00～16:00

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者(管理者)は下記の通りです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管理者 野村 明美
----------	-----------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は別紙①のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割又は3割の額です。

(キャンセル料)

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として別紙①の料金をお支払いいただきます。

(その他の費用)

※創作、制作活動の材料費や講師料等の実費分

<利用者負担金等の支払方法>

上記の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日過ぎにご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。振込・振替にかかる手数料は利用者様負担でお願い致します。振替手数料の詳細は別紙①の通りとなります。

尚、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、翌月10日過ぎに差し上げます。

① 指定金融機関からの自動引き落とし	ア. 飛驒信用組合 全支店 イ. 飛驒農業協同組合 (JA) 全支店
② 指定口座への振込	ア. 飛驒信用組合 古川支店 普通 口座番号 0789057 イ. 飛驒農業協同組合 古川支店 普通 口座番号 0019542 共通口座名義人 しゃかいふくしほうじん ひだふるかわ 社会福祉法人飛驒古川 理事長 かいとう あつお 垣内 厚生

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
---------	------------------------------	--

緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	
----------------	---------------------	--

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び飛騨市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情の受付について

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口(担当者)	管理者 野村 明美
受付時間	月曜日から土曜日 8:30～17:30 連絡先 TEL 0577-73-0090 FAX 0577-73-7667

また苦情受付ボックスを設置しております。

(2) 第三者委員による苦情の受付

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進する為、第三者委員を設置していますので、第三者委員の方にもご相談いただけます。

田中 賢成	住 所	飛騨市古川町杉崎 1384
	電話番号	0577-73-2769
齋藤 俊信	住 所	飛騨市古川町杉崎 54-1
	電話番号	0577-73-4318

(3) その他苦情受付機関として

飛騨市役所 市民福祉部	所在地	飛騨市古川町若宮 2 丁目 1-60 ハートピア古川		
	受付時間	8:30～17:15		
	電話番号	0577-73-7469	FAX	0577-73-3604
岐阜県国民健康保険 団体連合会	所在地	岐阜市下奈良 2-1-1		
	受付時間	8:30～17:00		
	電話番号	058-273-1111	FAX	058-273-9650

岐阜県社会福祉協 議会	所 在 地	岐阜市下奈良 2-1-1		
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0		
	電話番号	058-272-1111	F A X	058-275-4858

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用出来なくなったときは、出来る限り早めに当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 喫煙 施設内での喫煙はできません。
- (5) 感染予防

当施設では、感染予防のため施設内の環境整備や衛生面等万全の体勢を整えておりますが、外部からの持ち込みを防ぐため、利用者の方にもインフルエンザ予防接種にご協力ください。

13. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時マニュアルを策定しております。

14. 損害賠償について

事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意または過失が認められる場合には、損害賠償責任を減じるものとします。

15. 個人情報を用いる場合の同意について

当施設がサービスを提供するにあたり、必要と思われる利用者およびその家族の情報を下記の場合に限って用いることに同意していただきます。

- ①利用時において職員・協力医療機関・その他サービス関係機関等での情報把握

- ②入院、入所時において利用する施設やサービス事業者への情報提供
- ③入院、入所時において医療機関への情報提供
- ④ケアプランの作成
- ⑤サービス担当者会議
- ⑥関係法令に関わる行政機関、監督機関への提供
- ⑦介護保険事務に関わる審査支払機関への提供
- ⑧介護賠償責任保険に関する保険会社への情報提供
- ⑨当事業所の会計管理業務に関わる会計事務所への提供

16. カスタマーハラスメントに関する当施設の考え方

当施設では、すべての利用者様に安心して介護サービスをご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保することを大切にしています。その為、利用者様またはご家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。具体的には、次のような行為が該当することがあります。

- ① 大声での叱責や威圧的な言動
- ② 人格を否定する発言や差別的な言動
- ③ 業務の範囲を超えた過度な要求
- ④ 長時間にわたる執拗な要望やクレーム

これらの行為が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。

なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまで通り誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。また、今後別紙①の料金に変更が生じた場合は、書面にてお知らせ致します。

事業者 所在地 岐阜県飛騨市古川町杉崎 597-1

事業者(法人)名 社会福祉法人 飛騨古川

代表者職・氏名 理事長 垣内 厚生 印

説明者職・氏名 管理者 野村 明美 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要項目の説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者

氏 名 _____ 印

住 所 〒 _____

_____ 飛騨市

電話番号 _____

代理人及び身元引受人

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

住 所 〒 _____

電話番号 _____

別紙① 飛騨市介護予防・日常生活支援サービス事業

「デイサービスセンター あさぎり」料金表

1. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割又は3割の額です。

サービス名称	基本利用料 (1回)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
基準緩和通所サービス (指定事業) 入浴サービス	347円 50円加算	397円	794円	1,191円
生きがい通所サービス (委託事業)	320円	320円	650円	970円

2. キャンセル料

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただきます。

利用予定日の送迎前までに申出があった場合	無料
利用予定日の送迎出発後に申出があった場合	1回500円

3. 口座振替手数料

ア. 飛騨信用組合 11円

イ. 飛騨農業協同組合(JA) 55円